

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 60(あ)1255	原審裁判所名	仙台高等裁判所
事件名	宅地建物取引業法違反、詐欺	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 60 年 12 月 17 日	原審裁判年月日	昭和 60 年 9 月 19 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	決定		
結果	棄却		
判例集等	集刑 第 241 号 521 頁		

判示事項	宅地建物取引業者である法人の代表者がその法人の業務に関し、宅地建物取引業法四七条に違反する行為をしたときの罰条
裁判要旨	

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。
理 由	<p>弁護人佐藤克行の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。</p> <p>なお、本件において、宅地建物取引業法四七条の規定に違反して同条一号に掲げる行為をした者は、A株式会社であり、被告人は、同社の代表取締役として、同社の業務に関し、右違反行為をしたのであるから、同法八四条に「その行為者を罰するほか」とあることにより、同法八〇条の罪の行為者として処罰されるものと解すべきである。したがつて、原判決が被告人の本件各所為のうち宅地建物取引業法違反の点につき、同法四七条一号、八〇条のみを適用して、同法八四条を適用しなかつたのは誤りであるが、この違法をもつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものとは認められない（最高裁昭和五四年（あ）第一四五一号同五五年一〇月三十一日第一小法廷決定・刑集三四卷五号三六七頁、同昭和五四年（あ）第一二五七号同五五年十一月七日第一小法廷決定・刑集三四卷六号三八一頁参照）。</p> <p>よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。</p> <p>（裁判長裁判官 木下忠良 裁判官 大橋進 裁判官 牧圭次 裁判官 島谷六郎 裁判官 藤島昭）</p>